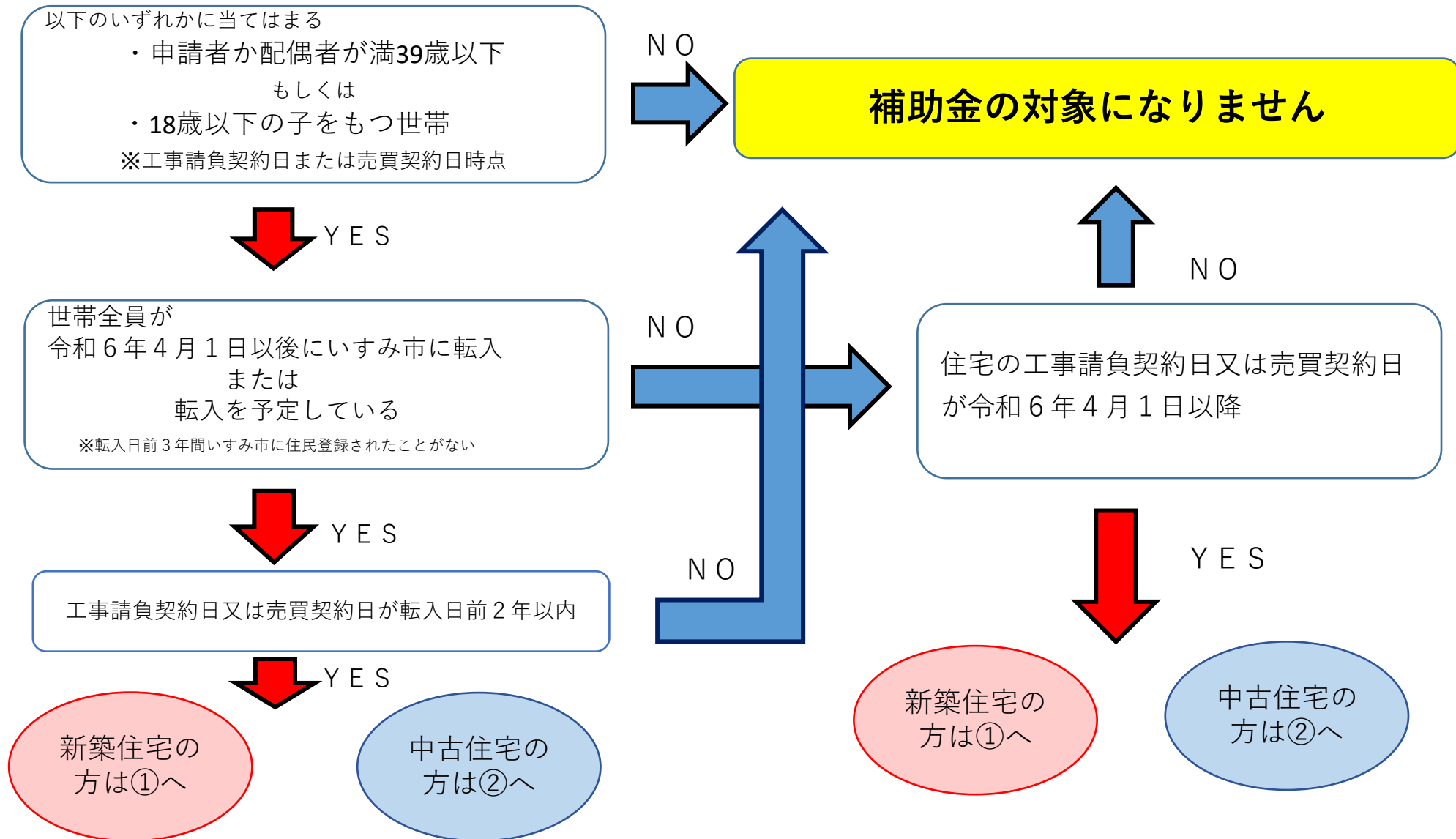


# いすみ市ふるさと定住支援住宅取得費補助金 対象者フローチャート（令和7年7月改正）



# 新築住宅

①

## 次の全てに該当する

- ☐ 居住用面積が50㎡以上で建築後1年以内の未使用の住宅（併用住宅を含む）
- ☐ 建築確認済証及び建築完了検査済証の交付を受けている住宅  
（例外：旧大原町（東地区・布施地区）・旧夷隅町全域の住宅はこの限りでない）
- ☐ 申請者は、対象住宅の所有権を2分の1以上持っている



YES

## 補助金の対象になる可能性があります

A

申請者か配偶者が満  
39歳以下の世帯  
→80万円

B

18歳以下の子  
がいる世帯  
→100万円



NO

## 補助金の対象になりません

※このフローチャートは簡易版のため、ご自身が対象になるかならないかなど詳細については、必ずお問い合わせください。

【問合せ先】 いすみ市役所 大原庁舎2階  
企画政策課 企業誘致・移住交流室  
(電話0470-62-1332)

## 中古住宅

②

### 次の全てに該当する

- ☐ 建物登記がされており、居住用面積が50㎡以上で建設後1年を経過している住宅
- ☐ 新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築確認において適用される基準）に適合した住宅
- ☐ 3親等内の親族以外の者から購入した住宅
- ☐ 購入価格（土地代含む）が500万円以上（税込み）、かつ、建物価格が100万円以上（税抜き）
- ☐ 申請者は、対象住宅の所有権を2分の1以上持っている



YES

**補助金の対象になる可能性があります**

建物購入価格(税抜き)の1/10（上限80万円）



NO

**補助金の対象になりません**

※このフローチャートは簡易版のため、ご自身が対象になるかならないかなど詳細については、必ずお問い合わせください。

【問合せ先】 いすみ市役所 大原庁舎2階  
企画政策課 企業誘致・移住交流室  
（電話0470-62-1332）